

地球温暖化対策と J-クレジット制度について

平成28年7月
経済産業省

1.パリ協定

2.今後の我が国の地球温暖化対策

3. J-クレジット制度

- 国連気候変動枠組条約（国連加盟国全てが参加）の下で、温室効果ガス削減の取組みを実施。具体的な国際取決めについて話し合うため、国連気候変動枠組条約締約国会議（Conference of the Parties）を1995年から毎年末に開催。

国連気候変動枠組条約

（1992年採択、1994年発効、196ヶ国・地域が参加。日本は1993年に批准）

- 究極の目的 ⇒ 大気中の温室効果ガス濃度の安定化。
- 全締約国の義務 ⇒ 温室効果ガス削減計画の策定・実施、排出量の実績公表。
- 先進国の追加義務 ⇒ 途上国への資金供与や技術移転の推進など。

→ 条約の実効性を高めるために

京都議定書

（1997年に京都で開催したCOP3で採択、2005年発効。日本は2002年に批准）

第一
約束期間

2008年
↳
2012年

- 先進国のみが条約上の数値目標を伴う削減義務を負う。

【第一約束期間】

- ・**日本**、EU、ロシア、豪州等が参加。
- ・米国は不参加、カナダは2012年に脱退。

COP16（2010年、メキシコ・カンクン）

- ・各国が自主的に2020年の目標を登録することに合意
日本は、**▲25%（90年比）**を登録（2010年1月）
その後、**▲3.8%（05年比）**に差替（2013年11月）
※原発を含まない現時点での目標

第二
約束期間

2013年
↳
2020年

【第二約束期間】

- ・EU、豪州等が参加。
- ・**日本**、ロシア、ニュージーランドは不参加。

COP17（2011年、南ア・ダーバン）

- ・2020年以降の将来枠組に向けた検討開始に合意

2020年以降の将来枠組

（2015年11月30日～12月13日 COP21@仏・パリで合意）

気候変動枠組条約（1992）

- ・「共通だが差異ある責任」（Common but Differentiated Responsibilities）
- ・「附属書」において、90年頃の経済状況により先進国・途上国を特定

京都議定書（1997）

- ・先進国のみに排出削減義務あり
- ・米国（当時の最大排出国）は批准せず
- ・削減義務の数値（日本は1990年比▲6%）はトップダウン型で設定
（→日本は約1,600億円の国費でのクレジット購入等により義務達成）
- ・CDM等「京都メカニズム」の実効性（厳格な国連管理等に起因）

カンクン合意（2010）

- ・ボトムアップ型を採用
- ・対象は2020年の削減目標・行動（目標提出を含め、法的義務は無い）

温室効果ガス排出シェアおよび京都議定書等の参加カバー率

【京都議定書】

22.0%
(第一約束期間参加国)



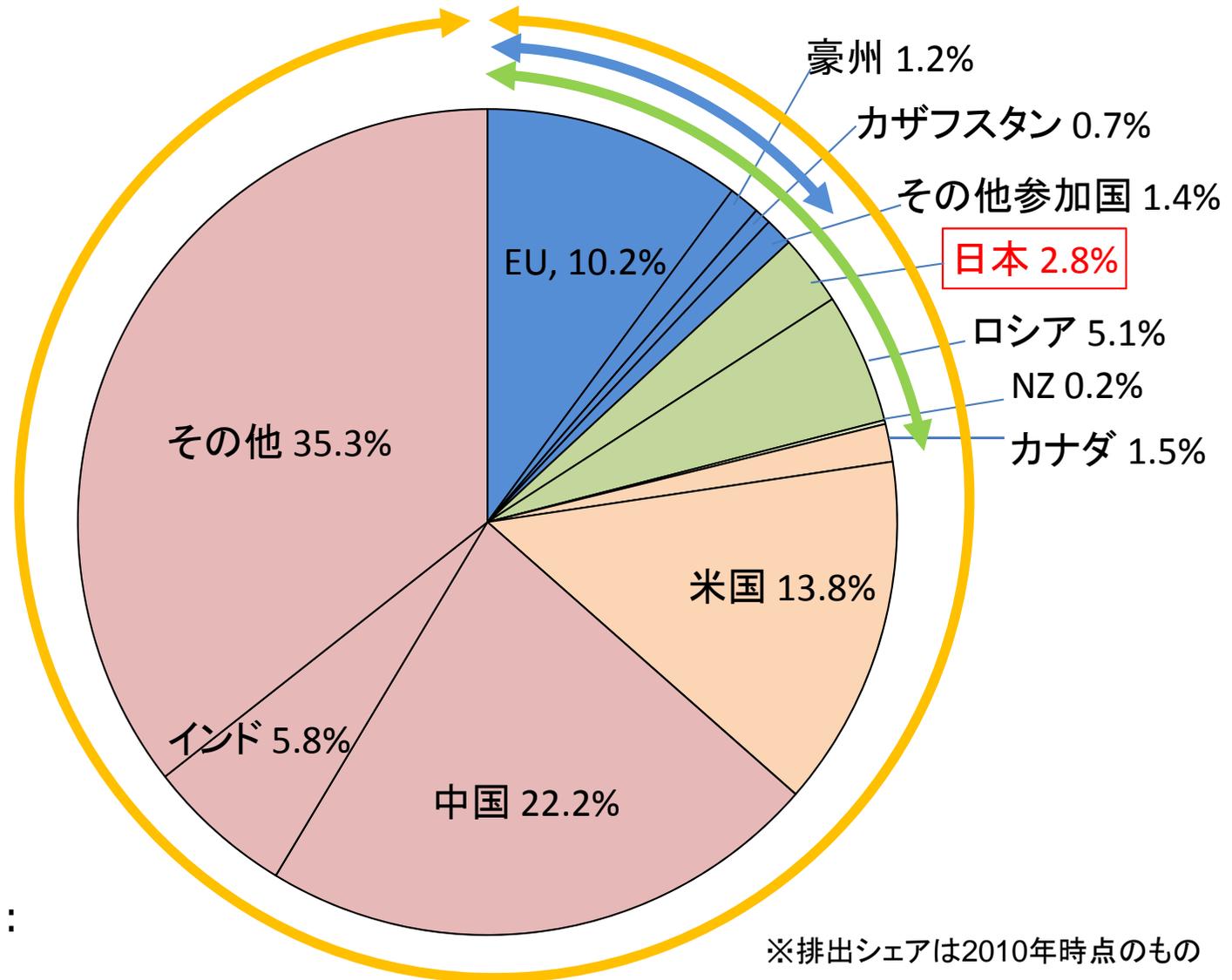
13.4%
(第二約束期間参加国)



【COP21】

全ての主要国が参加する合意
(2020年以降の枠組み)

※3月10日時点での目標提出国・地域：
160か国・1地域
(世界の温室効果ガス排出量の約99%、189か国・地域をカバー)



※排出シェアは2010年時点のもの

出典:IEA, CO2 Emissions from Fuel Combustion (2014)をもとに経済産業省作成。世界計から、国際海運・航空部門を除いた。

<日本の基本ポジション>

2020年以降の国際枠組みは、全ての主要排出国が参加する、公平かつ実効的なものであることが必要。

<パリ協定のポイント>

- 交渉の結果、パリ協定には、以下の要素が盛り込まれた。
- ✓ 主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新、その実施状況を報告し、レビューを受けるものとする。
- ✓ 我が国提案の二国間クレジット制度（JCM）も含めた、市場メカニズムの活用を位置づけ。
- ✓ 先進国が資金の提供を継続するだけでなく、途上国も自主的に資金を提供。
- ✓ 5年ごとに世界全体の進捗状況を把握する仕組み（グローバル・ストックテイク）を導入。
- ✓ 世界共通の長期目標として、2℃目標のみならず1.5℃へ向けた努力、可及的速やかな排出のピークアウト、今世紀後半における排出と吸収の均衡達成への取組※ に言及。
- ✓ 「長期低排出発展戦略」を作成、提出するよう努めるべきこと。
- ✓ イノベーションの重要性に言及し、技術及び資金メカニズムによる支援を位置づけた。
- ✓ 協定の発効要件に、国数（少なくとも55ヶ国）及び排出量（少なくとも55%）を用いる。

※先進国、途上国を問わず、特定年次に向けての世界の削減数値目標は合意されなかった。

1. パリ協定

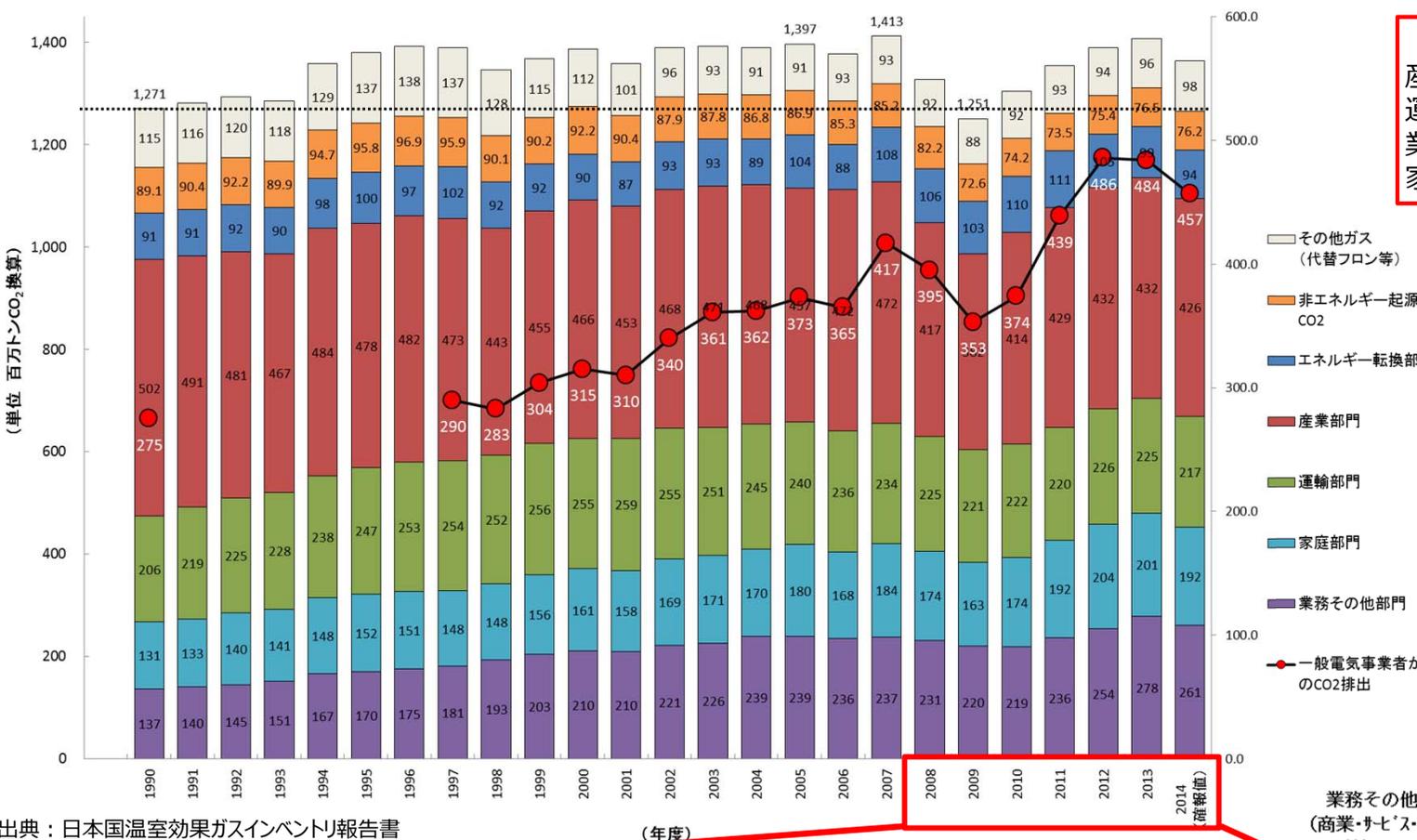
2. 今後の我が国の地球温暖化対策

3. J-クレジット制度

我が国の部門別温室効果ガス排出量と電力からのCO2排出実績

- 総排出量は1990年（12.71億トン）から2014年（13.64億トン）で増加。部門別では産業部門は減少する一方、家庭・業務・運輸の各部門で増加している。
- また、震災以降(2010→2014)、電力分野の排出量が3.74億トンから4.57億トンと0.83億トン増加。これは、日本全体の温室効果ガス排出量の約6%分の増加に当たる。
- 他方、2014年度（確報値）は、震災後初めて総排出量が減少するとともに、電力分野の排出量も減少。

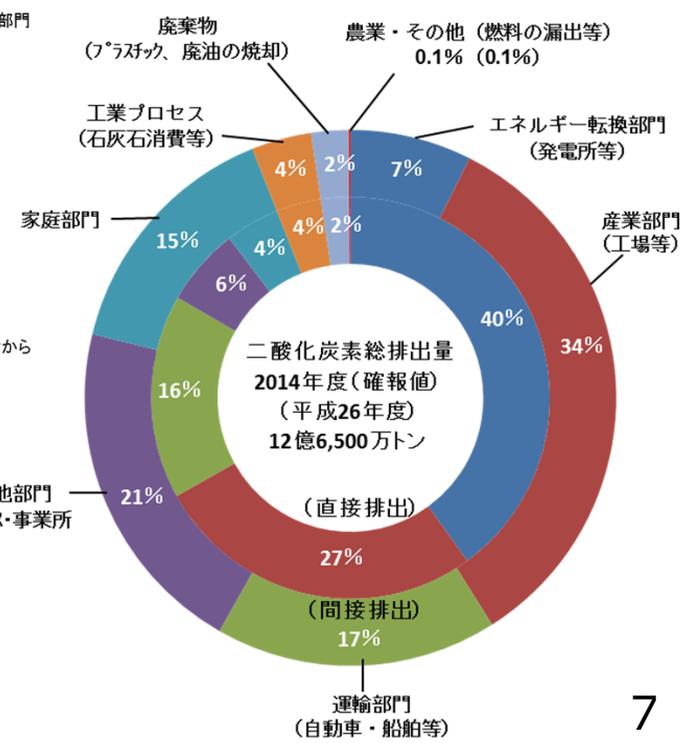
温室効果ガス排出量の推移(1990-2014年度)



部門別CO2排出量の変化

	1990年	2014年
産業	5.02億トン	4.26億トン(▲15.1%)
運輸	2.06億トン	2.17億トン(+5.3%)
業務その他	1.37億トン	2.61億トン(+90.5%)
家庭	1.31億トン	1.92億トン(+46.6%)

部門別CO2排出量内訳(2014年度確報値)



出典：日本国温室効果ガスインベントリ報告書

	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
電力量に占める原発比率	26.0%	29.2%	28.6%	10.7%	1.7%	1.0%	0.0%

※一般電気事業者10電力計

出典：電気事業者連合会 電源別発電電力量構成比

日本の緩和貢献（約束草案）

	2030年度の温室効果ガス削減目標 (2013年度比)
温室効果ガス削減量	▲26.0%
エネルギー起源CO ₂	▲21.9%
その他温室効果ガス	▲1.5%
吸収源対策	▲2.6%

(単位：百万t-CO₂)

1. 温室効果ガス排出量の削減

(1) エネルギー起源二酸化炭素

我が国の温室効果ガス排出量の9割を占めるエネルギー起源二酸化炭素の排出量については、2013年度比▲25.0%の水準（約9億2,700万t-CO₂）。

(2) 非エネルギー起源二酸化炭素

非エネルギー起源二酸化炭素については、2013年度比▲6.7%の水準（約7,080万t-CO₂）にすることを目標とする。

(3) メタン

メタンについては、2013年度比▲12.3%の水準（約3,160万t-CO₂）にすることを目標とする。

(4) 一酸化二窒素

一酸化二窒素については、2013年度比▲6.1%の水準（約2,110万t-CO₂）にすることを目標とする。

(5) HFC等4ガス

HFC等4ガス（HFCs、PFCs、SF₆、NF₃）については、2013年比▲25.1%の水準（約2,890万t-CO₂）にすることを目標とする。

	2030年度の各部門の排出量の目安(2013年度比)	2013年度
エネルギー起源CO₂	927 (▲25.0%)	1,235
産業部門	401 (▲6.6%)	429
業務その他部門	168 (▲39.7%)	279
家庭部門	122 (▲39.4%)	201
運輸部門	163 (▲27.4%)	225
エネルギー転換部門	73 (▲27.5%)	101

	2030年度の排出量の目標(2013年度比)	2013年度
非エネルギー起源CO₂	70.8 (▲6.7%)	75.9
メタン(CH₄)	31.6 (▲12.3%)	36.0
一酸化二窒素(N₂O)	21.1 (▲6.1%)	22.5

	2030年の排出量の目標(2013年度比)	2013年度
HFC等4ガス	28.9 (▲25.1%)	38.6
HFCs	21.6 (▲32.1%)	31.8
PFCs	4.2 (+27.2%)	3.3
SF ₆	2.7 (+23.5%)	2.2
NF ₃	0.5 (▲64.8%)	1.4

2. 温室効果ガス吸収源

吸収源活動により約3,700万t-CO₂（2013年度総排出量の▲2.6%相当）の吸収量確保を目標とする。

※約3,700万t-CO₂のうち、森林吸収源対策が約2,780万t-CO₂（2013年度総排出量の▲2.0%相当）、農地土壌炭素吸収源対策及び都市緑化等の推進が約910万t-CO₂（2013年度総排出量の▲0.6%相当）。

2015年12月22日 地球温暖化対策推進本部 総理締めくり発言

- C O P 2 1において、全ての国が参加したパリ協定が採択されました。
- 世界は、地球温暖化対策について、今世紀後半に温室効果ガスの排出と吸収をバランスさせることを目指し、新たなスタートを切りました。
- 我が国は、以下の3つの原則に沿って経済成長と地球温暖化対策を両立させ、国際社会を主導します。
 - ・第一に、イノベーション。特に、革新的技術による解決を追求すること。
 - ・第二に、国内投資を促し、国際競争力を高めること。
 - ・第三に、国民に広く知恵を求めること。
- 関係閣僚は、以下に着手していただきたいと思います。
 - ・第一に、有望な要素技術を特定し、そのインパクトや実用化、普及のための開発課題を整理すること。
 - ・第二に、『パリ合意においては先進国と同じ義務を負わないが力のある新興国』が先進国並みの取組を行うよう促すための方策を検討すること。
 - ・第三に、徹底した排出削減に向け、アイデアを募り、成功事例が共有されるよう、国民運動を全国津々浦々に展開すること。環境大臣が先頭に立ち、各省一体となって推進すること。
- 以上を経て、来春までに地球温暖化対策計画を策定し、26%削減目標を達成するための道筋を明らかにします。あわせて、政府実行計画を策定し、政府として率先して取り組むべき内容を具体化します。
- 地球温暖化対策は、内閣の最重要課題であります。全力を挙げて取り組んでまいります。

・COP21における新たな国際枠組みに関する合意の状況を踏まえ、今年5月に地球温暖化対策計画を閣議決定。

※同計画は、地球温暖化対策推進法に基づき、地球温暖化対策推進本部（本部長：内閣総理大臣、副本部長：内閣官房長官、経済産業大臣、環境大臣）が計画案を策定。

・地球温暖化対策計画への反映も念頭に、抜本的な排出削減が見込める革新的技術特定した「エネルギー・環境イノベーション戦略」、エネルギーミックスの実現に向けた「エネルギー革新戦略」をとりまとめた。

1. 約束草案実現に向けた計画策定

地球温暖化対策計画 (中環審・産構審合同会議)

- 計画で定める主な内容（温対法8条）
 - ・計画期間
 - ・基本的方向性
 - ・温室効果ガスの排出抑制・吸収量の目標
 - ・目標達成のための対策・施策
 - ・特に排出量の多い事業者に期待される事項等
- (3月4日(金) 産構審・中環審合同会合)
(3月15日～4月13日) パブリックコメント



◎ 5月13日閣議決定

2. 革新的技術戦略の策定

エネルギー・環境イノベーション戦略 (総合科学技術・イノベーション会議)

- 戦略で定める主な内容
 - ・有望分野・技術の特定
 - ・実現目標・成果目標の設定
 - ・各技術の研究開発の進め方（官民連携、国際共同研究開発等）
 - ・研究開発を集中的に実施するための枠組等
- (3月24日(木) エネルギー・環境イノベーション戦略第4回WG(最終回))
(4月19日) 総合科学技術・イノベーション会議



◎ 4月19日とりまとめ

3. エネルギーミックス実現に向けた戦略策定

エネルギー革新戦略 (総合資源エネルギー調査会)

- 戦略で定める主な内容
 - ・徹底した省エネの実現のための方策
 - ・再生可能エネルギーの最大限導入
 - ・石炭火力の高効率化等
- (2月22日 総合資源エネルギー調査会)
中間取りまとめ



◎ 4月18日とりまとめ 10

地球温暖化対策計画の全体構成

<はじめに>

- 地球温暖化の科学的知見
- 京都議定書第一約束期間の取組、2020年までの取組

<第1章 地球温暖化対策推進の基本的方向>

■ 目指すべき方向

- ①中期目標（2030年度26%減）の達成に向けた取組
- ②長期的な目標（2050年80%減を目指す）を見据えた戦略的取組
- ③世界の温室効果ガスの削減に向けた取組

■ 基本的考え方

- ①環境・経済・社会の統合的向上
- ②約束草案に掲げられた対策の着実な実行
- ③パリ協定への対応
- ④研究開発の強化、優れた技術による世界の削減への貢献
- ⑤全ての主体の意識の改革、行動の喚起、連携の強化
- ⑥P D C Aの重視

<第2章 温室効果ガス削減目標>

■ 我が国の温室効果ガス削減目標

- ・2030年度に2013年度比で26%減（2005年度比25.4%減）
- ・2020年度においては2005年度比3.8%減以上

■ 計画期間

- ・閣議決定の日から2030年度まで

<第4章 進捗管理方法等>

■ 地球温暖化対策計画の進捗管理

- ・毎年進捗点検、少なくとも3年ごとに計画見直しを検討

- 2020年以降の国際枠組みの構築、自国が決定する貢献（約束草案）の提出

<第3章 目標達成のための対策・施策>

■ 国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

■ 地球温暖化対策・施策

- エネルギー起源CO₂対策
 - ・部門別（産業・民生・運輸・エネ転）の対策
- 非エネルギー起源CO₂、メタン、一酸化二窒素対策
- 代替フロン等4ガス対策
- 温室効果ガス吸収源対策
- 横断的施策
- 基盤的施策

■ 公的機関における取組

■ 地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項

■ 特に排出量の多い事業者に期待される事項

■ 海外での削減の推進と国際連携の確保、国際協力の推進

- ・パリ協定に関する対応
- ・我が国の貢献による海外における削減
 - －二国間クレジット制度（JCM）
 - －産業界による取組
 - －森林減少・劣化に由来する排出の削減への支援
- ・世界各国及び国際機関との協調的施策

<別表（個々の対策に係る目標）>

■ エネルギー起源CO₂

■ 非エネルギー起源CO₂

■ メタン・一酸化二窒素

■ 代替フロン等4ガス

■ 温室効果ガス吸収源

■ 横断的施策

○我が国の地球温暖化対策の目指す方向

地球温暖化対策は、科学的知見に基づき、国際的な協調の下で、我が国として率先的に取り組む。

中期目標（2030年度削減目標）の達成に向けた取組

国内の排出削減・吸収量の確保により、**2030年度において、2013年度比26.0%減（2005年度比25.4%減）の水準**にすると中期目標の達成に向けて着実に取り組む。

長期的な目標を見据えた戦略的取組

パリ協定を踏まえ、全ての主要国が参加する公平かつ実効性ある国際枠組みのもと、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際社会を主導し、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、**長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す**。このような大幅な排出削減は、従来の取組の延長では実現が困難である。したがって、抜本的排出削減を可能とする革新的技術の開発・普及などイノベーションによる解決を最大限に追求するとともに、国内投資を促し、国際競争力を高め、国民に広く知恵を求めつつ、長期的、戦略的な取組の中で大幅な排出削減を目指し、また、世界全体での削減にも貢献していくこととする。

世界の温室効果ガスの削減に向けた取組

地球温暖化対策と経済成長を両立させる鍵は、革新的技術の開発である。「環境エネルギー技術革新計画」等を踏まえつつ開発実証を進めるとともに、「エネルギー・環境イノベーション戦略」に基づき、革新的技術の研究開発を強化していく。また、我が国が有する優れた技術を活かし、世界全体の温室効果ガスの排出削減に最大限貢献する。

○地球温暖化対策の基本的考え方

環境・経済・社会の
統合的向上

約束草案に掲げられ
た対策の着実な実行

パリ協定への対応

研究開発の強化、
優れた技術による
世界の削減への貢献

全ての主体の意識の
改革、行動の喚起、
連携の強化

P D C Aの重視

計画に位置付ける主要な対策・施策①

- **温室効果ガス別及びエネルギー起源二酸化炭素の部門別の対策・施策を示し、26%削減目標達成に向けた道筋を明らかにする。**

(産業部門の取組)

- 低炭素社会実行計画の着実な実施と評価・検証
 - BAT※の最大限導入等をもとにCO₂削減目標策定、厳格な評価・検証
- 設備・機器の省エネとエネルギー管理の徹底
 - 省エネ性能の高い設備・機器の導入、エネルギーマネジメントシステム（FEMS）の利用

(業務その他部門の取組)

- 建築物の省エネ対策
 - 新築建築物の省エネ基準適合義務化・既存建築物の省エネ改修、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギービル）の推進
- 機器の省エネ
 - LED等の高効率照明を2030年度までにストックで100%、トップランナー制度による省エネ性能向上
- エネルギー管理の徹底
 - エネルギーマネジメントシステム（BEMS）、省エネ診断等による徹底したエネルギー管理

(家庭部門の取組)

- 国民運動の推進
- 住宅の省エネ対策
 - 新築住宅の省エネ基準適合義務化、既存住宅の断熱改修、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）の推進
- 機器の省エネ
 - LED等の高効率照明を2030年度までにストックで100%、家庭用燃料電池を2030年時点で530万台導入、トップランナー制度による省エネ性能向上
- エネルギー管理の徹底
 - エネルギーマネジメントシステム（HEMS）、スマートメーターを利用した徹底したエネルギー管理

※BAT: Best Available Technology
(経済的に利用可能な最善の技術)



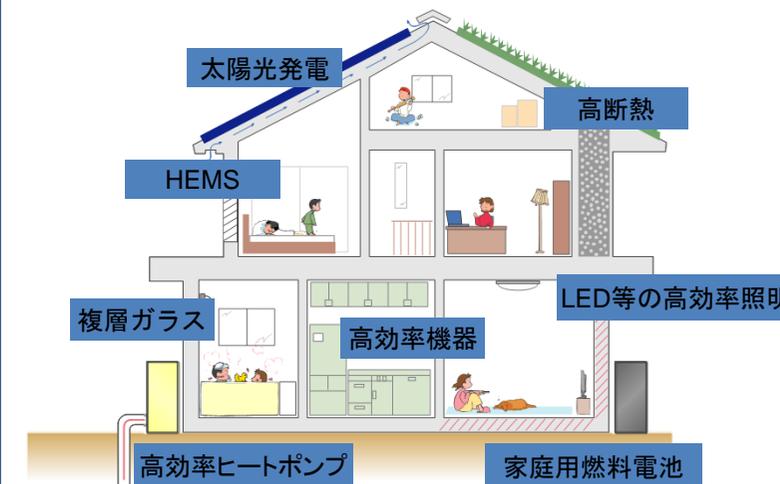
KOBELCO ハイエフミニ
(工場向けヒートポンプ)



大成建設技術センター
に完成したZEB実証棟



LED照明



計画に位置付ける主要な対策・施策②

(運輸部門の取組)

- 次世代自動車の普及、燃費改善
 - －次世代自動車（EV,FCV等）の新車販売に占める割合を5割～7割に
- 交通流対策
 - －IoTドライブ、公共交通機関の利用促進、低炭素物流の推進、モーダルシフト

(エネルギー転換部門の取組)

- 再生可能エネルギーの最大限の導入
 - －固定価格買取制度の適切な運用・見直し、系統整備や系統運用ルールの整備
- 火力発電の高効率化等
 - －省エネ法等の基準の強化等による電力業界全体の取組の実効性確保、BATの採用、小規模火力発電への対応
- 安全性が確認された原子力発電の活用

(その他温室効果ガス及び温室効果ガス吸収源対策)

- 非エネ起源CO₂、CH₄、N₂O、代替フロン等4ガス、森林吸収源対策等の推進

(分野横断的施策)

<目標達成のための分野横断的な施策>

- J-クレジット制度の推進
- 国民運動の展開
- 低炭素型の都市・地域構造及び社会経済システムの形成

<その他の関連する分野横断的な施策>

- 水素社会の実現
- 温室効果ガス排出抑制等指針に基づく取組
- 温室効果ガス算定・報告・公表制度
- 事業活動における環境への配慮の促進
- 二国間クレジット制度（JCM）
- 税制のグリーン化に向けた対応及び地球温暖化対策税の有効活用
- 金融のグリーン化
- 国内排出量取引制度



次世代自動車



太陽光発電



未来のために、いま選ぼう。

国民運動の展開

(基盤的施策、国際協力の推進等)

- 技術開発と社会実装、観測・監視体制の強化
 - －GaN（窒化ガリウム）、セルロースファイバー、蓄電池、海洋エネルギー、いぶき
 - －2050年頃を見据えた「エネルギー・環境イノベーション戦略」
- 公的機関の取組
 - －国、地方公共団体の率先的取組
- 国際協力の推進
 - －パリ協定への対応、JCM、REDD+
 - －世界各国、国際機関との協調
- 計画の進捗管理
 - －毎年進捗点検、3年ごとに見直しを検討
 - －パリ協定の目標の提出・更新サイクルを踏まえ対応

地球温暖化対策計画でのJ-クレジット制度の位置づけ

- 地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）では、J-クレジット制度を「分野横断的な施策」と位置づけ。
- あわせて、カーボン・オフセットの推進を「国民運動の展開」として位置づけ

第3章 目標達成のための対策・施策

第2節 地球温暖化対策・施策

2. 分野横断的な施策

(a) J-クレジット制度の推進

○ J-クレジット制度の推進

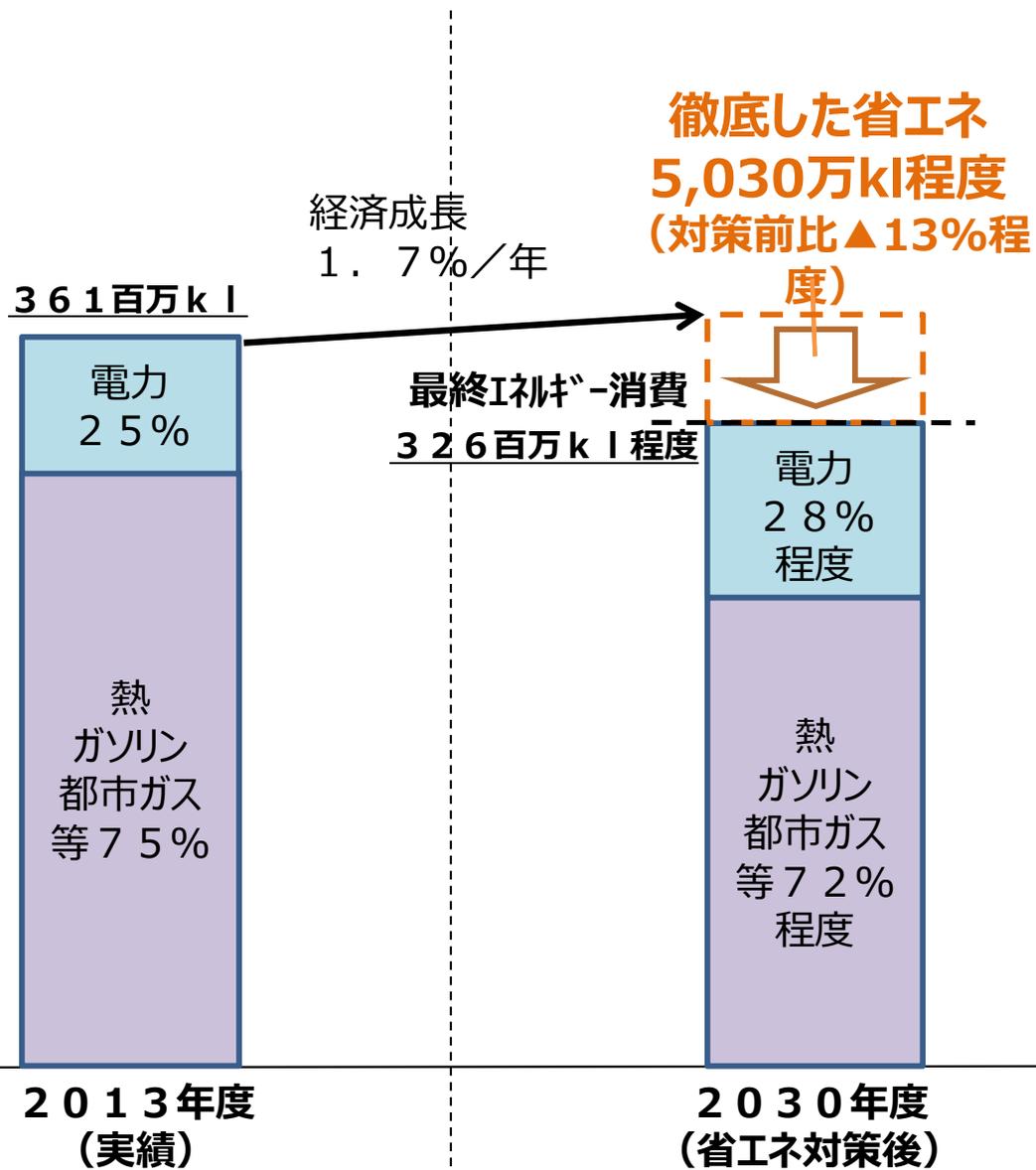
国内の多様な主体による省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの活用等による排出削減対策及び適切な森林管理による吸収源対策を引き続き積極的に推進していくため、低炭素社会実行計画の目標達成やカーボン・オフセット等に活用できるクレジットを認証するJ-クレジット制度を着実に実施していく。

第6節 国民運動の展開（抜粋）

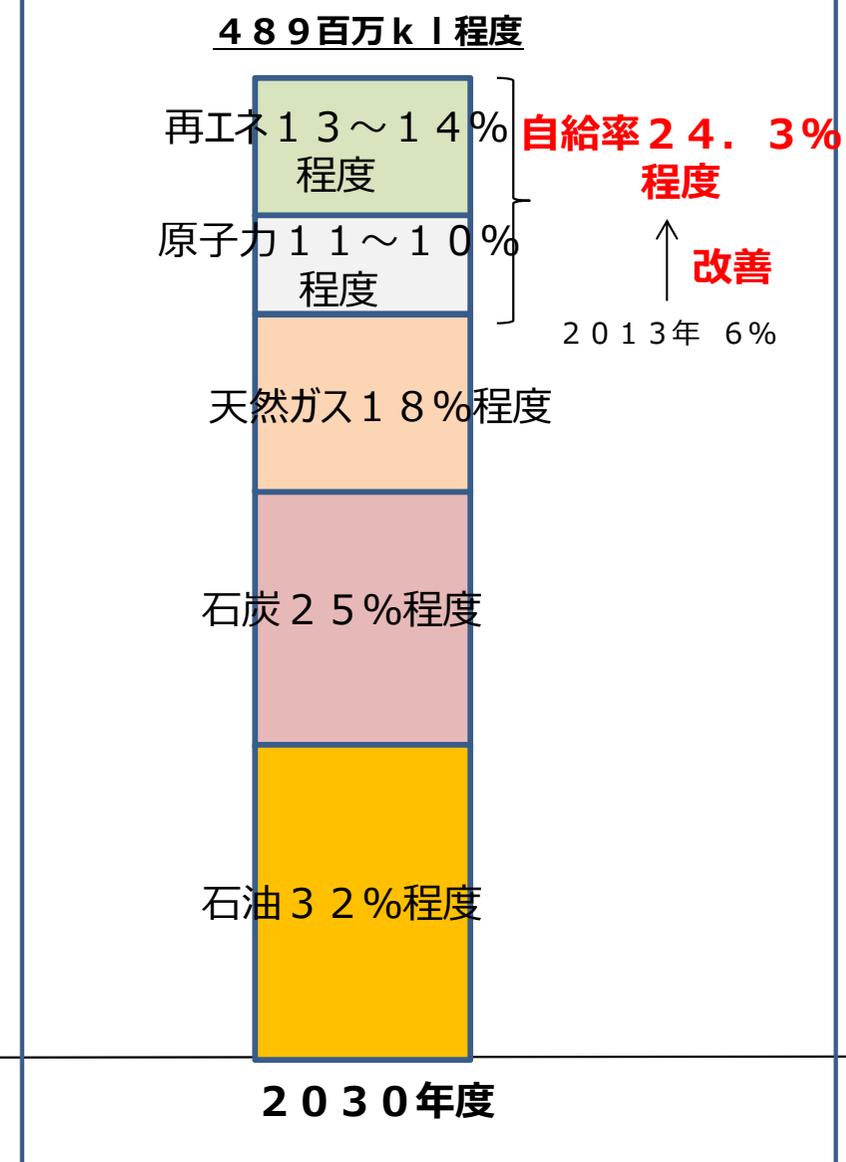
J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの取組を推進するとともに、カーボン・オフセットされた製品・サービスの社会への普及を図る。

(参考) エネルギー需要・一次エネルギー供給

エネルギー需要



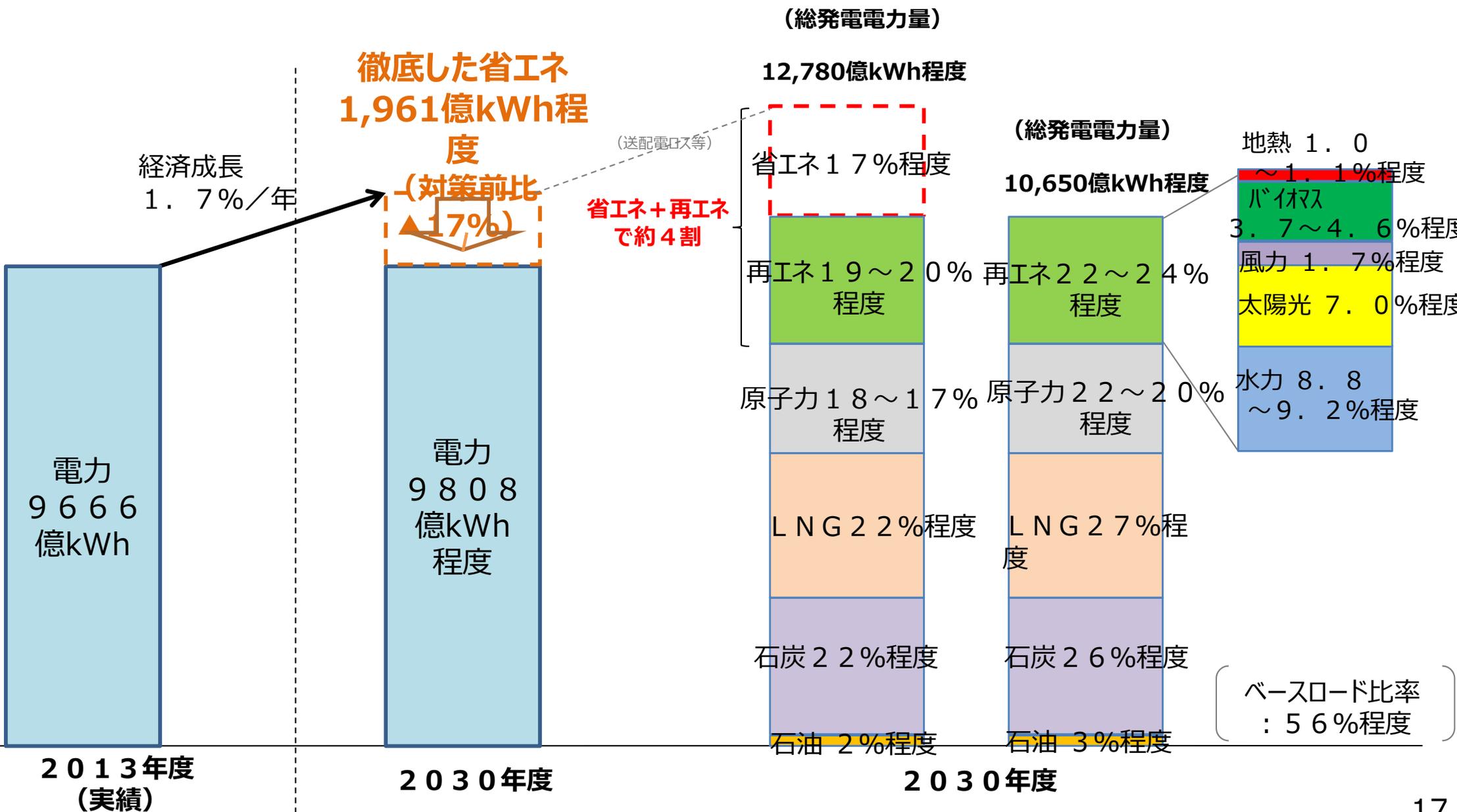
一次エネルギー供給



(参考) 電力需要・電力構成

電力需要

電源構成



1. パリ協定

2. 今後の我が国の地球温暖化対策

3. J-クレジット制度

J-クレジット制度の概要

- ✓ J-クレジット制度は、中小企業等の省エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度であり、平成25年度より国内クレジット制度とJ-V E R制度を一本化し、経済産業省・環境省・農林水産省が運営。
- ✓ 本制度により、中小企業・自治体等の省エネ・低炭素投資等を促進し、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指す。

制度の仕組み

国

J-クレジットの認証

中小企業・自治体等

(省エネ・低炭素設備の導入等)



メリット：ランニングコストの低減効果、クレジットの売却益

資金

資金循環

J-クレジット

(CO₂ 排出削減・吸収量)

大企業等

(J-クレジットの買い手)

- メリット：
- ・低炭素社会実行計画の目標達成
 - ・温対法の調整後温室効果ガス排出量の報告
 - ・カーボン・オフセット、CSR活動 等

クレジット認証の考え方

排出量

ベースライン排出量

排出削減量

プロジェクト実施後排出量

期間

ベースラインアンドクレジット

ベースライン排出量（対策を実施しなかった場合の想定CO₂排出量）とプロジェクト実施後排出量との差である排出削減量を「J-クレジット」として認証

プロジェクト実施者

- ① 省エネルギー対策の実施によるランニングコストの低減効果
- ② クレジット売却益
- ③ 地球温暖化対策への積極的な取組に対するPR効果
- ④ J-クレジット制度に関わる企業や自治体との関係強化

クレジット活用者

- ① 低炭素社会実行計画の目標達成
- ② カーボン・オフセット、CSR活動（環境・地域貢献）等
- ③ 温対法の調整後温室効果ガス排出量の報告
- ④ 省エネ法の共同省エネルギー事業の報告

・方法論

排出削減・吸収に資する技術ごとに、適用範囲、排出削減・吸収量の算定方法及びモニタリング方法を規定したもの。

方法論の分類

●エネルギー分野（EN）

✓省エネルギー等分野（EN-S）

化石燃料の使用を抑えること等によりエネルギー由来CO₂を削減する分野。

✓再生可能エネルギー分野（EN-R）

化石燃料を再生可能エネルギーに代替することによりエネルギー由来CO₂を削減する分野。

●工業プロセス分野（IN）

工業プロセスにおける化学的又は物理的变化により 排出される温室効果ガスを削減する分野。

●農業分野（AG）

農業分野において排出される家畜由来又は農地由来 の温室効果ガスを削減する分野。

●廃棄物分野（WA）

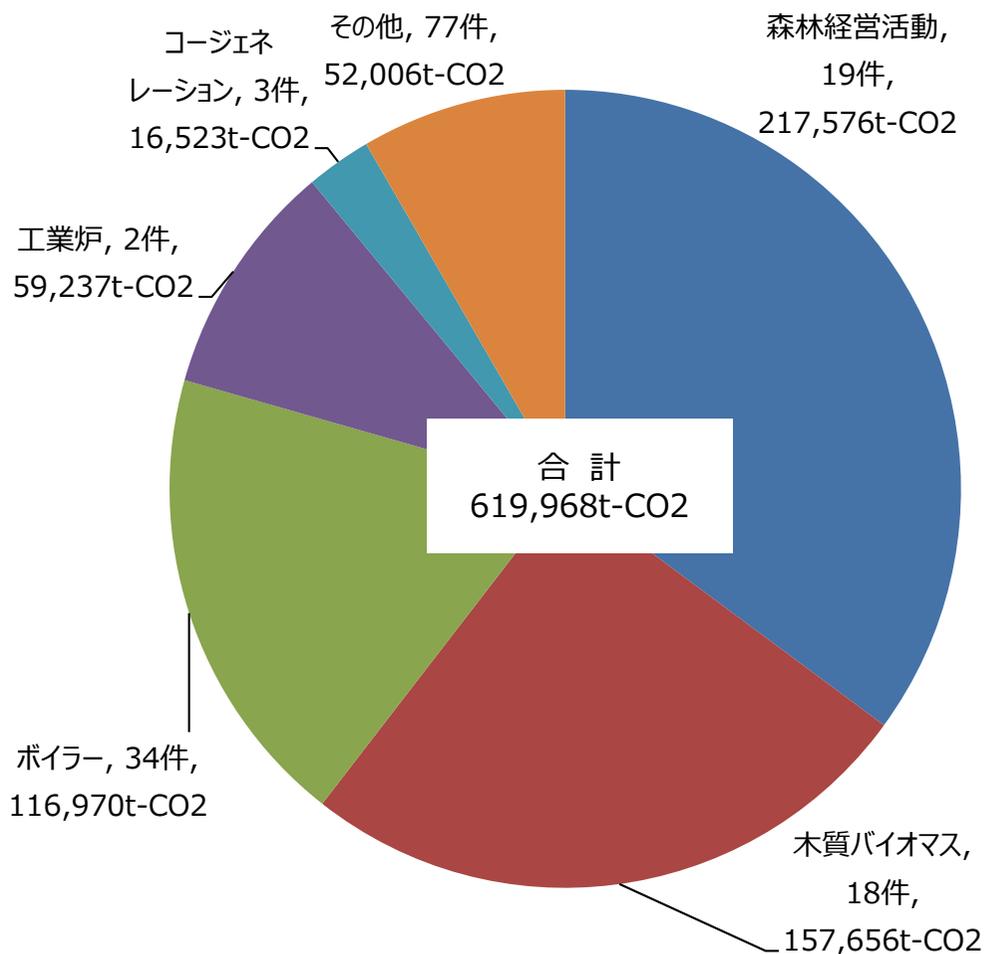
廃棄物の処理に伴い排出される温室効果ガスを削減する分野。

●森林分野（FO）

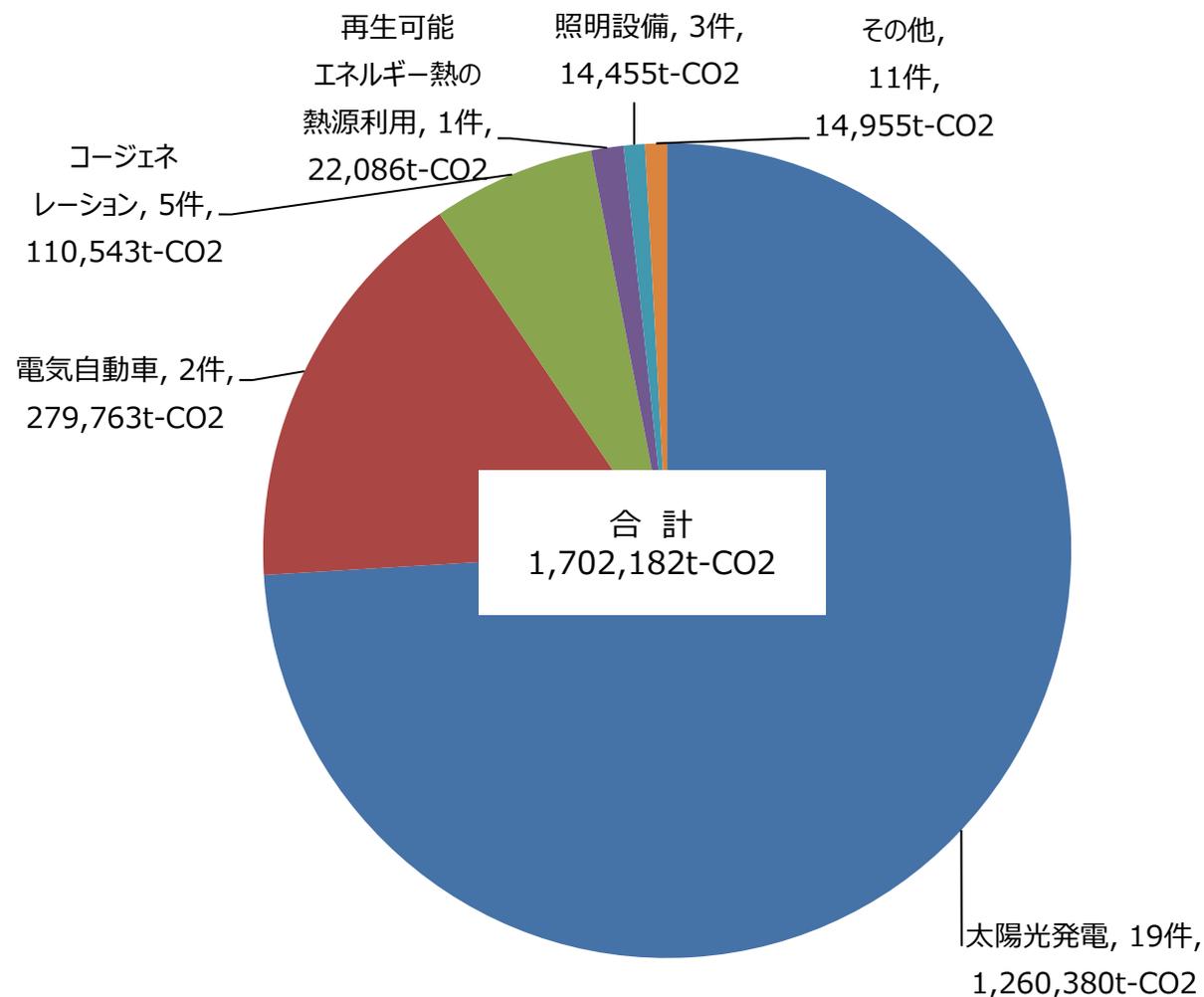
森林施業の実施により温室効果ガスを吸収する分野。

登録プロジェクトの方法論別内訳

適用方法論分類（通常型）



適用方法論分類（プログラム型）



(※) 1つのプロジェクトに複数方法論を適用している場合があるため、プロジェクト件数とは一致しない

- (注) 1. 2016年7月13日時点。
2. 数値は旧制度からの移行分は含まない。

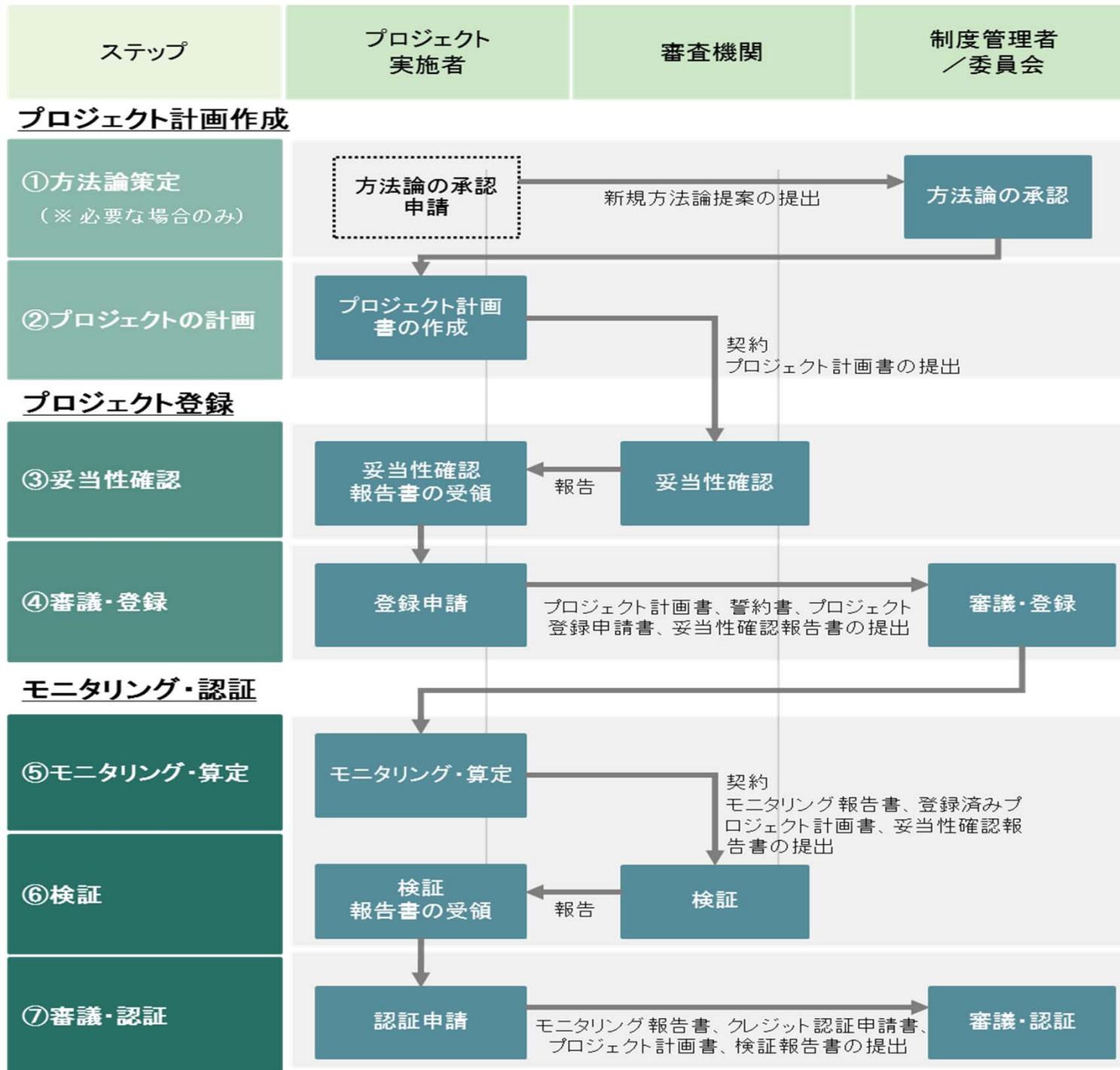
登録の要件

- ① 日本国内で実施されること。
- ② 2013年4月1日以降に開始されたものであること。
- ③ 追加性を有すること。
※原則として、設備の投資回収年数が3年以上かどうかで追加性の有無を判断。
- ④ 方法論に基づいて実施されること。
- ⑤ 妥当性確認機関による妥当性確認を受けていること。
- ⑥ (吸収プロジェクトのみ) 持続性担保措置を取ること。
- ⑦ その他本制度の定める事項に合致していること。

認証の要件

- ① プロジェクトを実施した結果生じていること。
- ② 排出削減・吸収量が、プロジェクト計画書に従って算定されていること。
- ③ 検証機関による検証を受けていること。
- ④ ②の排出削減・吸収量を算定した期間が、平成33年3月31日を超えないこと。
- ⑤ 類似制度において認証を受けていないこと。
- ⑥ その他制度の定める事項に合致していること。

J-クレジット制度における手続の流れ



審査機関一覧（平成28年7月時点）

機関名	妥当性確認 対象方法論					検証 対象方法論				
	工 ネ	工 業	農 業	廃 棄	森 林	工 ネ	工 業	農 業	廃 棄	森 林
株式会社トーマツ審査評価機構	◎	●	●	●		◎	●	●	●	
ペリージョンソンレジストラークリーンディベロップメント メカニズム株式会社（PJRCMDM）	◎					◎				
一般社団法人 日本能率協会（JMA） 地球温暖化対策センター	◎				△	△				◎
ロイド レジスター クオリティ アシュアランス リミテッドジャパン（LRQAジャパン）	◎	●	●	●		◎	●	●	●	
ビューローベリタスジャパン株式会社 システム認証事業本部	◎	●	●	●		◎	●	●	●	
一般財団法人 日本品質保証機構	△			●	◎	◎			●	◎
株式会社日本スマートエネルギー認証機構	◎					◎				

◎ ISO14065認定取得

○ 審査機関の暫定登録①（実施要項4.5 ①）：申請日から2年以内

● 審査機関の暫定登録②（実施要項4.5 ②）：登録された機関が1機関未満の認定分野（森林のみ3機関未満）の場合

△ 暫定的な認定分野の特例：当分の間

ソフト支援、審査費用支援について

- J-クレジット制度にてプロジェクト登録の際に必要な「プロジェクト計画書」およびクレジットの認証の際に必要な「モニタリング報告書」の作成に対するアドバイスを行う支援を実施しています
- また、第三者機関による妥当性確認及び検証の審査費用支援も実施しています

ステップ	事業の流れ	ソフト支援	審査費用支援
プロジェクト計画作成	排出削減量の予測	排出削減量診断支援	
	プロジェクト計画書の作成	プロジェクト計画書作成支援	
	第三者機関による妥当性確認（審査）	審査対応支援	審査費用支援
	プロジェクト計画の登録		
モニタリング	モニタリング		
	モニタリング報告書の作成	モニタリング報告書作成支援	
	第三者機関による検証（審査）	審査対応支援	審査費用支援
クレジット認証	クレジットの認証		
	J-クレジットの発行、取引		

ソフト支援

◆支援内容と対象事業者

支援内容	対象事業者	J-クレジット	国内クレジット制度由来			
		新規登録	通常型PJ		プログラム型PJ	
			PJの移行	PJの更新	PJの移行	PJの更新
PJ計画作成	中小企業	○	－	○	－	○
	自治体	○	－	○	－	○
	大企業	×	－	×	－	×
モニタリング報告書計画作成	中小企業	○	○ ※1	○	○ ※1	○
	自治体	○	○ ※1	○	○ ※1	○
	大企業	×	×	×	×	×

[※1] 28年度については、国内クレジット制度において、支援を受けていた場合でも支援の対象とする

◆支援条件

支援内容		J-クレジット		国内クレジット制度由来			
		通常型PJ	プログラム型PJ	通常型PJ		プログラム型PJ	
				PJの移行	PJの更新	PJの移行	PJの更新
PJ計画作成	量	100t/年		－	100t/年	－	100t/年
	回数	1回/方法論 (1事業者あたり)		－	1回/方法論 (1事業者あたり)	－	1回/方法論 (1事業者あたり)
モニタリング報告書計画作成	量	60t以上/回 ※2		100t以上/回 ※2		100t以上/回 ※2	
	回数	1回/2年 (1事業あたり)	1回/1年 (1事業あたり)	1回/2年 (1事業あたり)		1回/1年 (1事業あたり)	

[※2] 1年間あたりの量ではなく、累積量ベース

審査費用支援

◆支援内容と対象事業者

支援内容	対象事業者		J-クレジット	旧制度由来			
			新規登録	通常型PJ		プログラム型PJ	
				PJの移行	PJの更新	PJの移行	PJの更新
妥当性確認審査	ソフト支援を受けている実施者		○	－	○	－	○
	ソフト支援を受けていない実施者	中小企業	○	－	○	－	○
		自治体	○	－	○	－	○
		大企業	×	－	×	－	×
検証費用審査	ソフト支援を受けている実施者		○	○	○	○	○
	ソフト支援を受けていない実施者	中小企業	○	○	○	○	○
		自治体	○	○	○	○	○
		大企業	×	×	×	×	×

◆支援条件

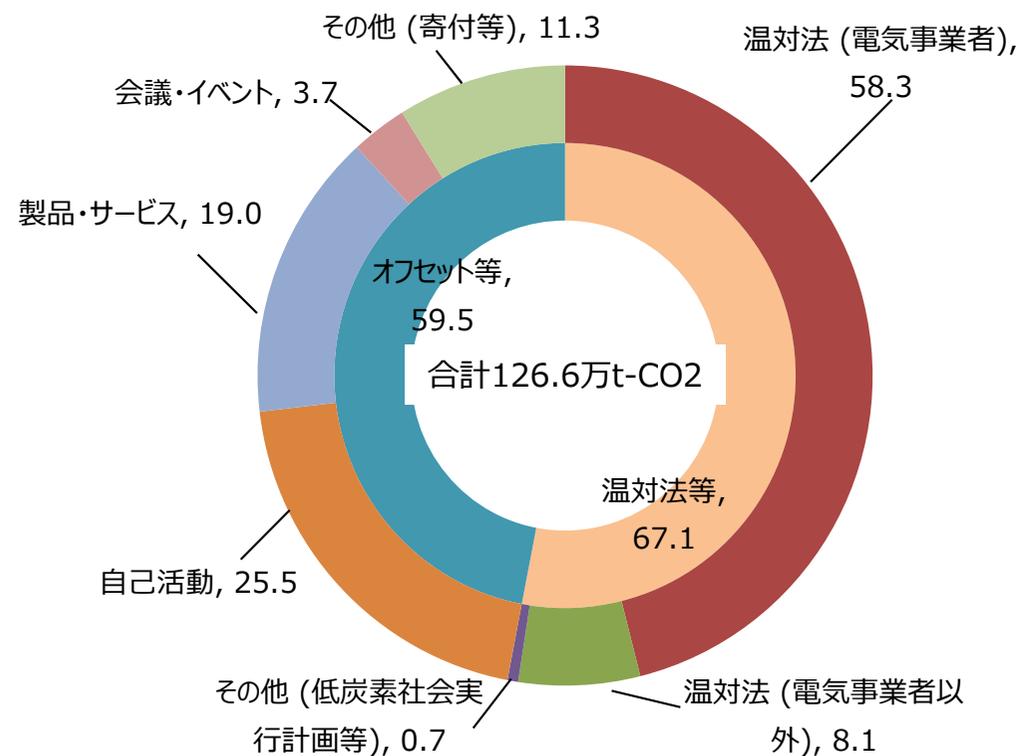
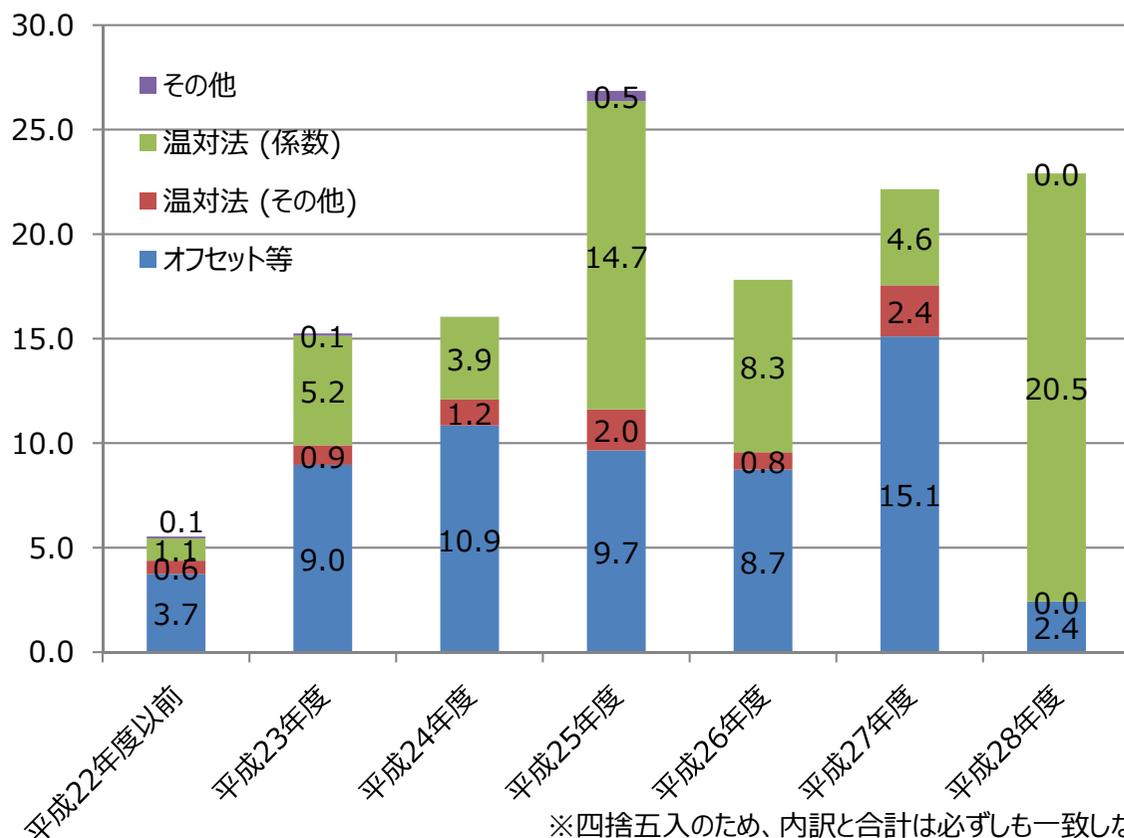
支援内容		J-クレジット		旧制度由来※			
		通常型PJ	プログラム型PJ	通常型PJ		プログラム型PJ	
				PJの移行	PJの更新	PJの移行	PJの更新
妥当性確認審査	量	100t/年		－	100t/年	－	100t/年
	回数	1回/方法論 (1事業者あたり)		－	1回/方法論 (1事業者あたり)	－	1回/方法論 (1事業者あたり)
検証費用審査	量	60t以上/回 ※3		100t以上/回 ※3			
	回数	1回/2年間 (1事業あたり)	1回/1年間 (1事業あたり)	1回/2年間 (1事業あたり)	1回/2年間 (1事業あたり)	1回/1年間 (1事業あたり)	1回/1年間 (1事業あたり)

[※3] 1年間あたりの量ではなく、累積量ベース

クレジットの活用状況

- 活用目的
 - 温対法・自主行動計画： 67.1万トン
 - オフセット等： 59.5万トン

万t-CO2

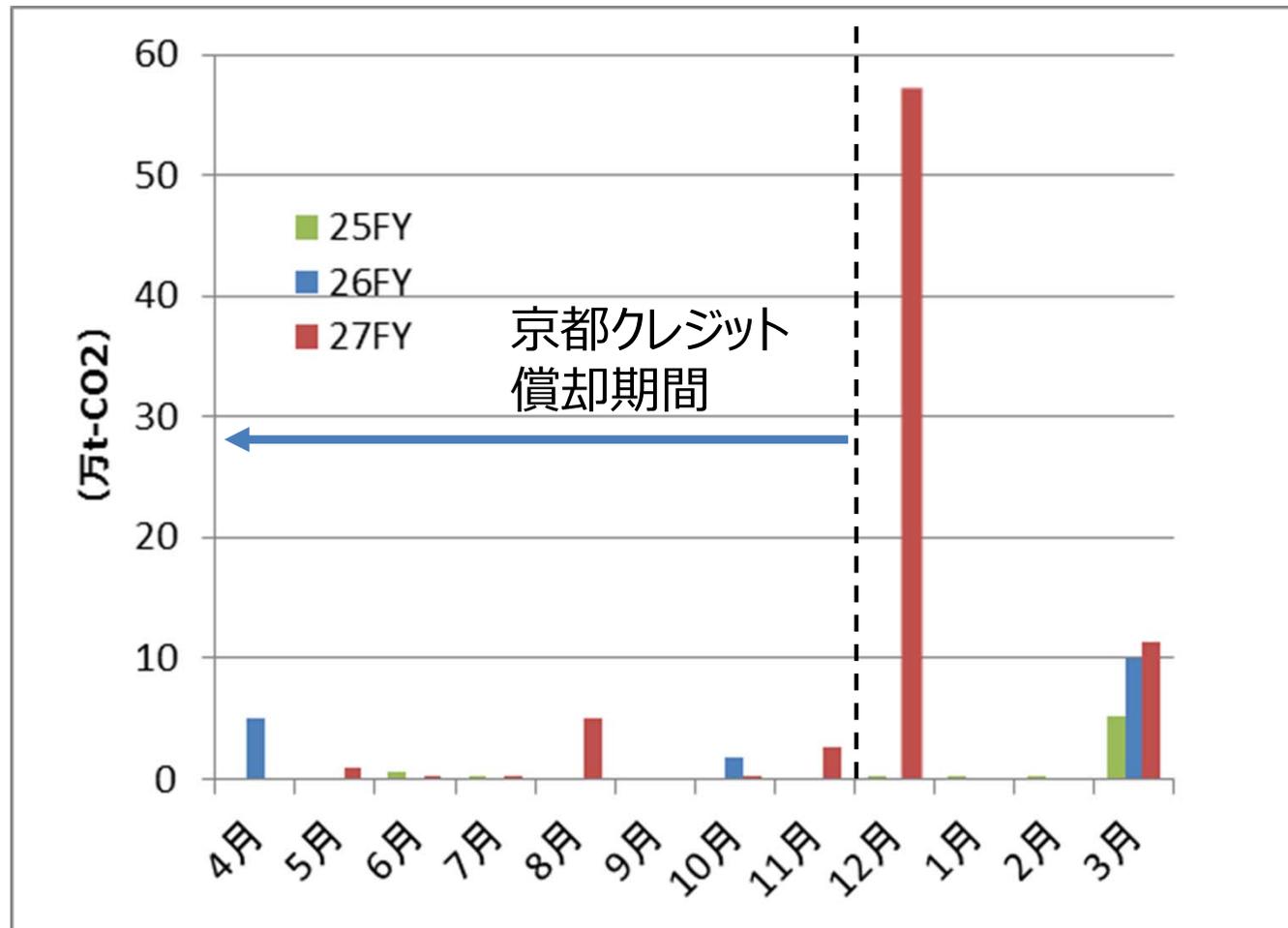


- (注) 1. 2016年6月末時点。
2. 数値は旧制度からの移行分を含む。

最近の動向：クレジット需要の増加

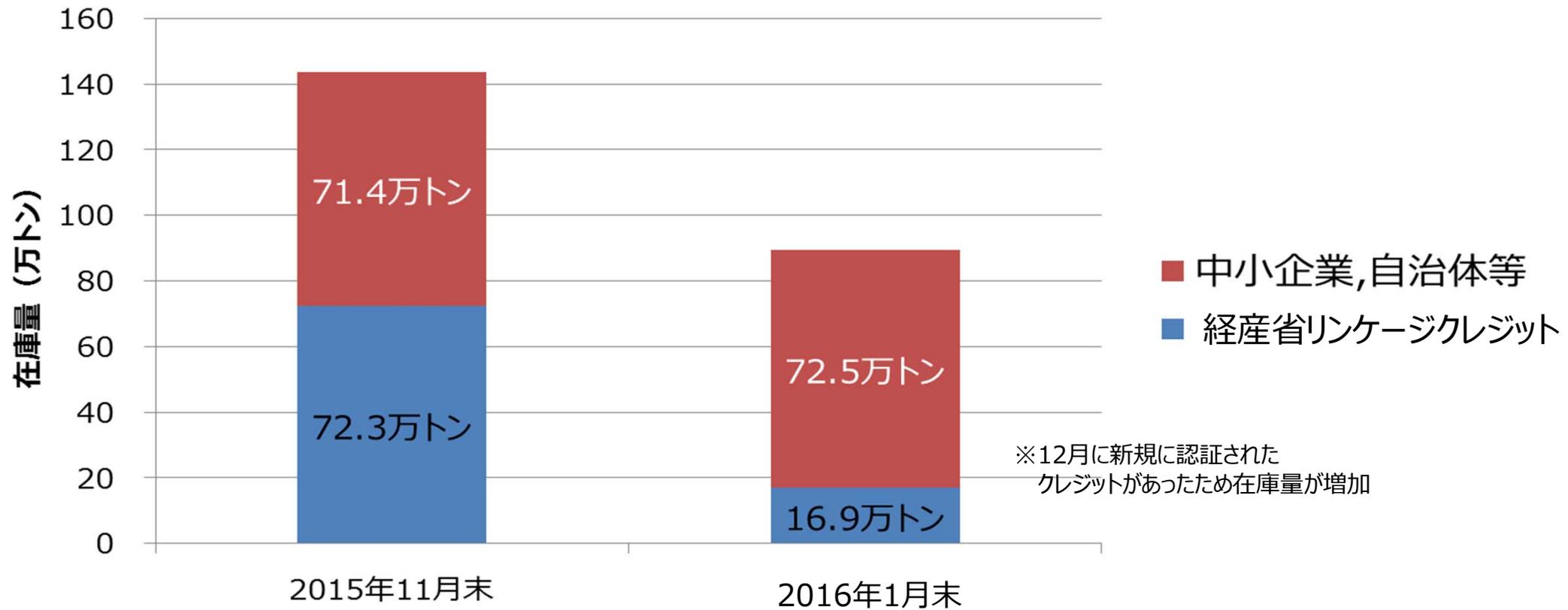
- これまではクレジットの大半が京都クレジットであったが、平成27年11月までで京都クレジットが活用できなくなったことから、J-クレジットへの問合せや販売量が増加している。

経済産業省のリンクージュクレジット販売量推移



最近の動向：クレジット需要の増加

- 経産省のリンクージュクレジット在庫は大きく減少。
- 他方、中小企業・自治体等の在庫量(※)は大きな販売量の伸びは見られず。
※クレジットの1次取得者(PJ実施者であることが多い)が移転も無効化も行わずに保有している量



1. 取組概要

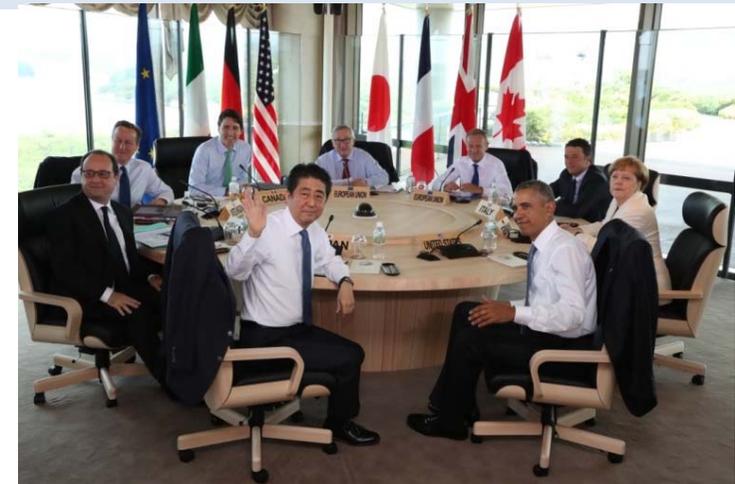
- G7の首脳や関係者の会場までの移動及び宿泊、会場運営等に伴うCO2排出量、約2万トン进行法人又は自治体から提供されたクレジットでオフセットする（埋め合わせる）ことを目指す取組。
- 平成28年4月26日から5月27日まで、協力法人・自治体を募集。

2. 狙い

- 国内外で注目度の高いサミットにおいて、我が国の官民が協力して、カーボン・オフセットを実現することで、我が国の気候変動対策への姿勢を国際的に示すとともに、国内の地球温暖化対策に対する理解と協力への機運を醸成。

3. 協力法人・自治体へのメリット

- 協力法人・自治体は、伊勢志摩サミットのロゴやカーボン・オフセット協力の専用ロゴ等の使用も含めカーボン・オフセットに協力している旨を対外的にPR可能。
- 関係省庁ウェブサイト、協力法人・自治体の名称を掲載。



4. 取組結果

- 協力法人・自治体：112者（法人：85者、自治体：27者）
- 提供されたクレジット：合計13,180トン
※上記に政府のクレジットを加味してサミットのカーボン・オフセットを実現



オフセット協力のロゴ

G7伊勢志摩サミットのカーボン・オフセットへの協力法人・自治体一覧 112者（法人：85者、自治体：27者）

あ行

株式会社アイザック
青木環境事業株式会社
青森県
芦別市（北海道）
アズビル株式会社
アズビル京都株式会社
アズビル太信株式会社
アズビルトレーディング株式会社
石狩市（北海道）
出雲市（島根県）
株式会社イトーキ
磐城造林株式会社
株式会社ウェストボックス
株式会社ウッドプラスチックテクノロジー
浦河町（北海道）
NEC
一般社団法人エネルギーマネジメント協会
王子グリーンリソース株式会社
大分県
大阪ガス株式会社
株式会社オオスミ
株式会社大橋商会
岡山市（岡山県）
帯広信用金庫
オリックス株式会社
株式会社オルタステクノロジー

か行

株式会社カーボントレード
カーボンフリーコンサルティング株式会社
鹿島建設株式会社
環境経済株式会社

環境テクノ株式会社
喜多方市（福島県）
キヤノンマーケティングジャパン株式会社
社
近畿日本鉄道株式会社
倉敷市（岡山県）
興栄商事株式会社
高知県
甲陽興産株式会社
国分グループ本社株式会社

さ行

西部ガス株式会社
SCI-PAINT JAPAN 株式会社
佐川林業株式会社
JXエネルギー株式会社
JFEプラリソース株式会社
静岡ガス株式会社
志摩観光ホテル
一般社団法人循環資源再生利用ネットワーク
株式会社スイーピングサービス
住田町（岩手県）
住友林業株式会社
ソニー株式会社

た行

株式会社ダイス
株式会社ダイフク
大丸藤井株式会社
大和エネルギー株式会社
学校法人中部大学
中部電力株式会社
有限会社土江重機

津別町（北海道）
津山市（岡山県）
鶴雅リゾート株式会社
低炭素化支援株式会社
東温市（愛媛県）
東京ガス株式会社
東邦ガス株式会社
十日町市（新潟県）
徳島県
徳島合同証券株式会社
鳥取県
富山市カーボン・オフセット運営協議会
株式会社トライ・ウッド

な行

中江産業株式会社
長崎県
公益社団法人 長崎県林業公社
中西金属工業株式会社
南海電気鉄道株式会社
公益社団法人 新潟県農林公社
ニチハ株式会社
ニッポン高度紙工業株式会社
ネクストエネルギー・アンド・リソース株式会社

は行

パナソニック株式会社
株式会社ファイブエイトゴルフクラブ
福岡市（福岡県）
福島ミドリ安全株式会社
富士ゼロックス株式会社
株式会社ブライトイノベーション
北越紀州製紙株式会社

北陸テクノ株式会社
北海道
公益財団法人北海道環境財団

ま行

マイクライメイトジャパン株式会社
マテリアルバンク株式会社
丸五ゴム工業株式会社
萬世リサイクルシステムズ株式会社
三重県
三重交通グループホールディングス株式会社
みずほ情報総研株式会社
三井物産フォレスト株式会社
三菱UFJリース株式会社
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
南魚沼市（新潟県）
宮崎県
一般社団法人more trees
紋別市（北海道）

や行

ヤシマ工業株式会社
養父市（兵庫県）
やまこう建設株式会社
株式会社ユーズ
横手市（秋田県）
横手市森林組合

ら行

レンゴー株式会社
株式会社ローソン

制度全般に関するお問合せ

みずほ情報総研株式会社 環境エネルギー第2部 J-クレジット制度事務局

TEL : 03-5281-7588

E-mail : help@jcre.jp

中部地域での実施に関するお問合せ

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 名古屋本部

TEL : 052-307-1102

HPアドレス

<https://japancredit.go.jp>

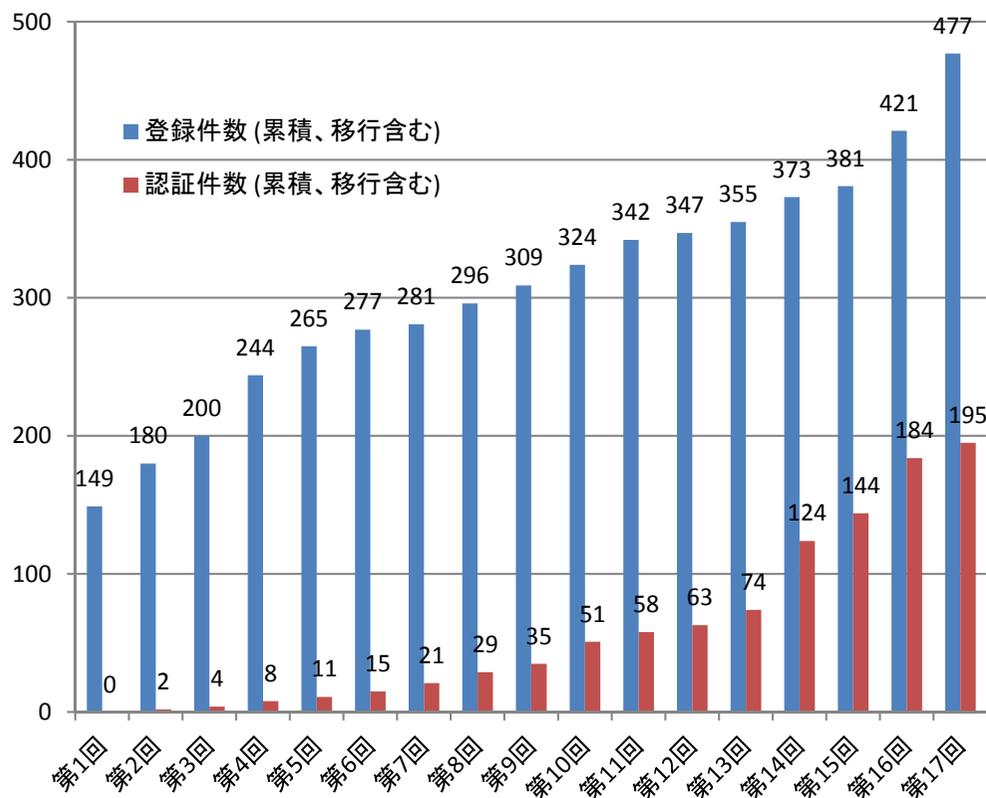
參考資料

(参考) プロジェクト登録及びクレジット認証の状況

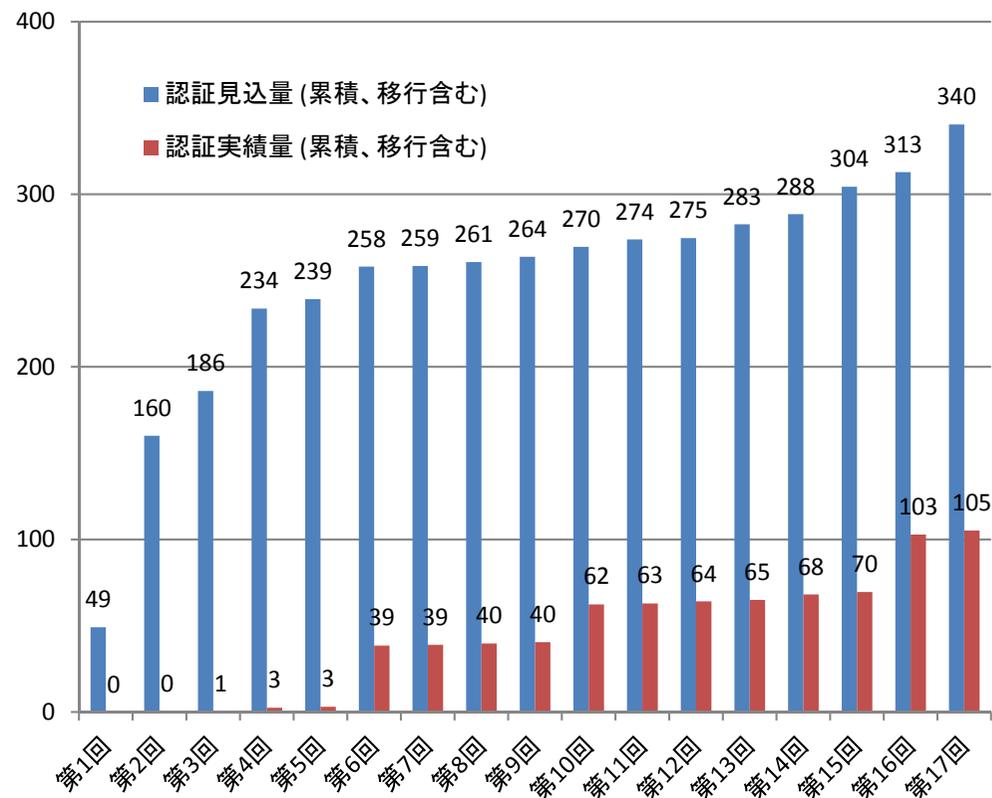
●プロジェクト登録状況 **477件** (削減見込量：**約340万 t-CO₂**)

●クレジット認証状況 **延べ195件** (累計認証量：**約105万 t-CO₂**)

プロジェクト登録件数・クレジット認証件数の推移



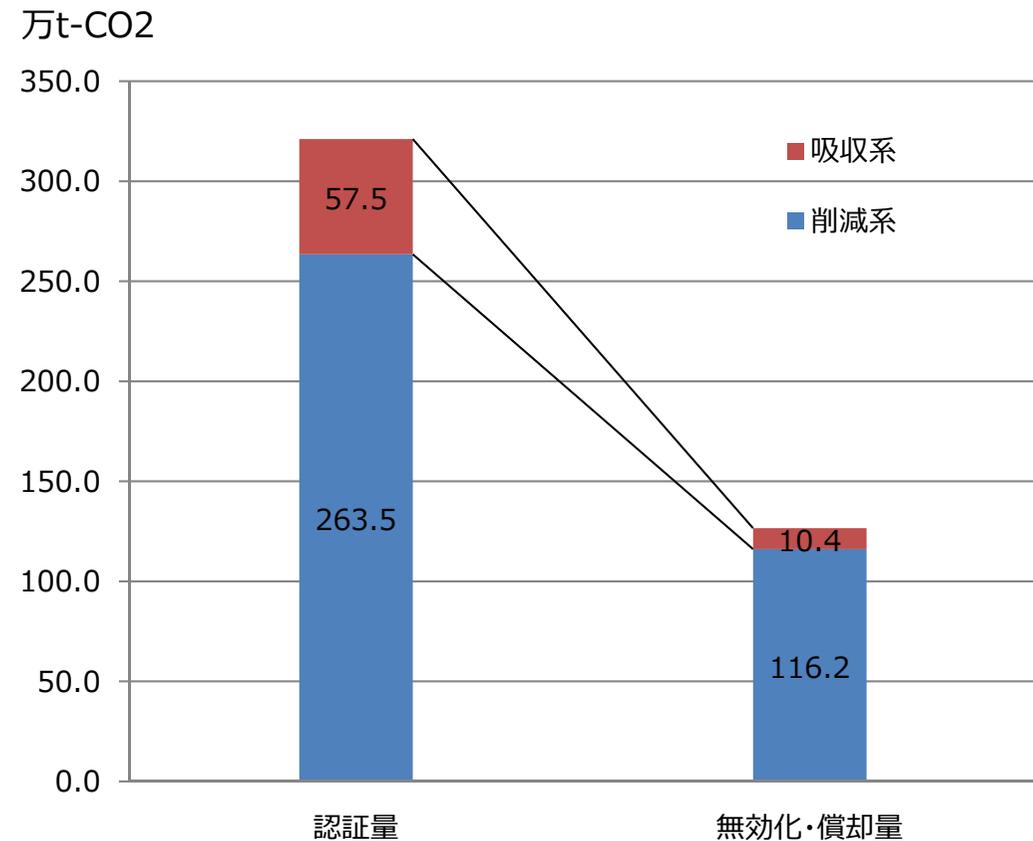
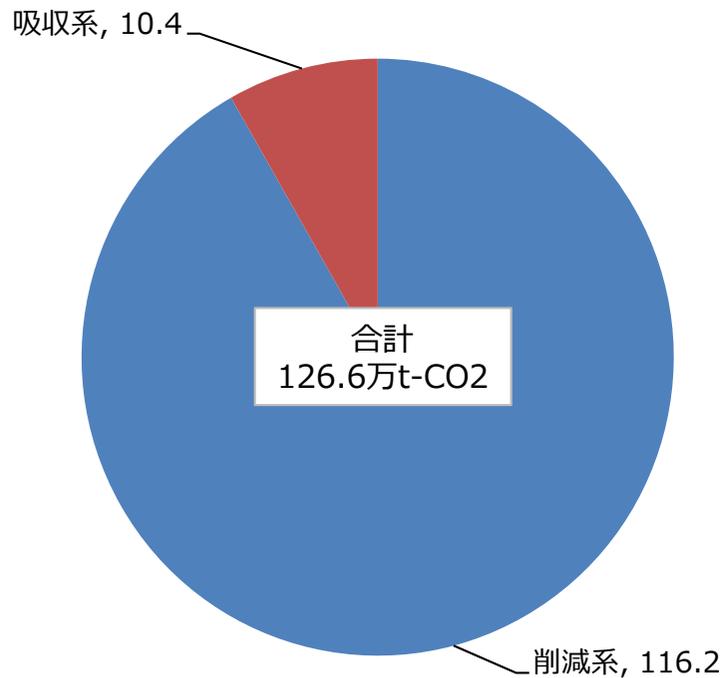
2020年度までの認証見込量・認証実績量の推移



(注) 1. 平成28年7月13日時点。
2. 数値は旧制度からの移行分を含む。

(参考) クレジットの活用状況

- 活用実績：
 - 321.1万トン中、126.6万トン（無効化・償却率39.4%）
 - 削減系116.2万トン（無効化・償却率44%）
 - 吸収系10.4万トン（無効化・償却率18%）



(注) 1. 2016年6月末時点。
2. 数値は旧制度からの移行分を含む。

現在、61の方法論を承認（平成28年7月時点）。

➤ 内訳：省エネルギー等40、再生可能エネルギー9、工業プロセス5、農業3、廃棄物2、森林2

分類	方法論名称
省エネルギー等	ボイラーの導入
	ヒートポンプの導入
	工業炉の更新
	空調設備の導入
	ポンプ・ファン類への間欠運転制御、インバーター制御又は台数制御の導入
	照明設備の導入
	コージェネレーションの導入
	変圧器の更新
	外部の効率のよい熱源設備を有する事業者からの熱供給への切替え
	未利用廃熱の発電利用
	未利用廃熱の熱源利用
	電気自動車の導入
	ITを活用したプロパンガスの配送効率化
	ITを活用した検針活動の削減
	自動販売機の導入
	冷凍・冷蔵設備の導入
	ロールアイロナーの更新
	電動船舶への更新
	廃棄物由来燃料による化石燃料又は系統電力の代替
	ポンプ・ファン類の更新
	電動式建設機械・産業車両への更新
生産機械（工作機械、プレス機械又は射出成型機）の更新	
ドライブを支援するデジタルタコグラフ等装置の導入及び利用	

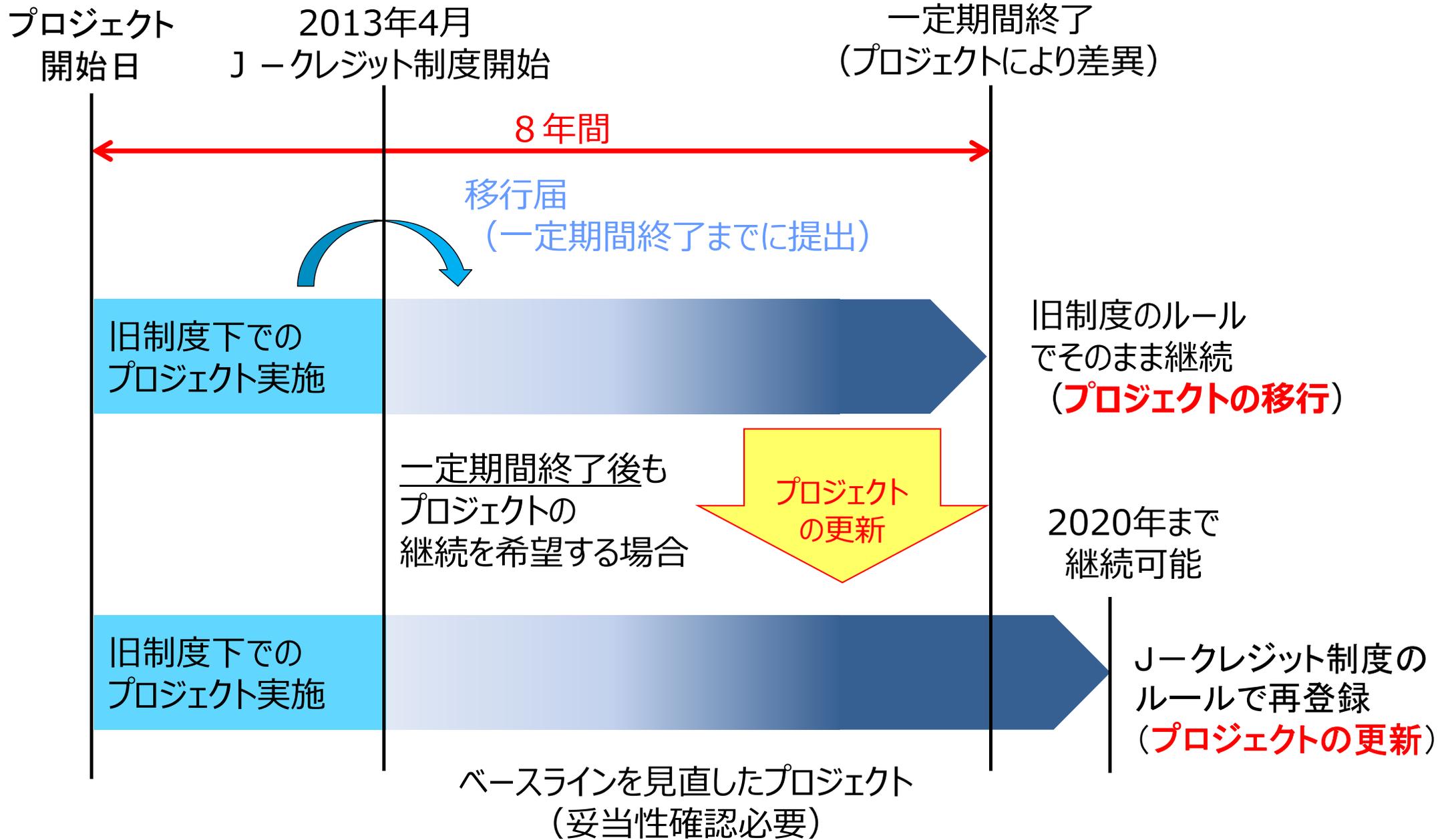
(参考) 方法論一覧②

分類	方法論名称
省エネルギー等	テレビジョン受信機の更新
	自家用発電機の更新
	乾燥設備の更新
	屋上緑化による空調に用いるエネルギー消費削減
	ハイブリッド式建設機械・産業車両への更新
	天然ガス自動車の導入
	印刷機の更新
	サーバー設備の更新
	節水型水まわり住宅設備の導入
	外部データセンターへのサーバー設備移設による空調設備の効率化
	エコドライブ支援機能を有するカーナビゲーションシステムの導入及び利用
	海上コンテナの陸上輸送の効率化
	下水汚泥脱水機の更新による汚泥処理プロセスに用いる化石燃料消費削減
	共同配送への変更
	冷媒処理施設の導入
再生可能エネルギー	バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替
	太陽光発電設備の導入
	再生可能エネルギー熱を利用する熱源設備の導入
	バイオ液体燃料（BDF・バイオエタノール・バイオオイル）による化石燃料又は系統電力の代替
	バイオマス固形燃料（下水汚泥由来バイオマス固形燃料）による化石燃料又は系統電力の代替
	水力発電設備の導入
	バイオガス（嫌気性発酵によるメタンガス）による化石燃料又は系統電力の代替
	再生可能エネルギー熱を利用する発電設備の導入

(参考) 方法論一覧③

分類	方法論名称
工業プロセス	マグネシウム溶解鑄造用カバーガスの変更
	麻酔用N ₂ Oガス回収・分解システムの導入
	液晶TFTアレイ工程におけるSF ₆ からCOF ₂ への使用ガス代替
	温室効果ガス不使用絶縁開閉装置等の導入
	機器のメンテナンス等で使用されるダストブロー缶製品の温室効果ガス削減
農業	豚・ブイラーへの低タンパク配合飼料の給餌
	家畜排せつ物管理方法の変更
廃棄物	茶園土壌への硝化抑制剤入り化学肥料又は石灰窒素を含む複合肥料の施肥
	微生物活性剤を利用した汚泥減容による、焼却処理に用いる化石燃料の削減
森林	食品廃棄物等の埋立から堆肥化への処分方法の変更
	森林経営活動 植林活動

(参考) 旧制度からのプロジェクトの継続



・移行

- ✓ 事務局に移行届と申請者ごとの誓約書を提出することで、旧制度から移行することができる。
- ✓ 国内クレジット制度からの移行の場合は共同実施者が必要。平成28年度については、J-クレジット制度事務局を共同実施者として移行することができる。
- ✓ 移行届は、移行前の制度においてプロジェクト登録された日またはモニタリング開始日から最大で8年間が経過するより前に提出する必要がある。
- ✓ 移行後のクレジット認証の審査（検証）は、旧制度のルールに即した審査（検証）となるため、旧制度の登録審査機関による審査を受ける。
- ✓ 移行後の認証は、旧制度における実績報告書等の申請書類を提出することで申請できる。ただし、認証申請書はJ-クレジット制度の様式を用いる。
- ✓ 旧制度期間中（平成20年度から平成24年度まで）のクレジットは認証されない。
- ✓ 移行届け誓約書の提出先
国内クレジットからの移行 E-mail : jcdm@jcre.jp J-VERからの移行 E-mail : jver@jcre.jp

・更新

- ✓ 移行後、プロジェクト継続が可能な期間（8年間）を経過した後も、プロジェクトの更新申請（ベースラインの見直しを行った上でのプロジェクトの再登録申請）を行うことで、J-クレジット制度においても引き続きプロジェクト実施者となることができる。
- ✓ プロジェクトの更新手続きは、プロジェクト登録の手続きに準ずるが、追加性の評価を行う必要はない。
- ✓ プロジェクトの更新申請は、排出削減事業開始日又はプロジェクト開始日から8年間が経過する前であっても、行うことができる。また、更新申請が承認された場合には、当該承認日以降はJ-クレジット制度に基づくプロジェクトとなる。
- ✓ プロジェクト更新は、移行手続きを経ずに申請することができる。